

柏崎刈羽原子力発電所保安規定審査資料	
資料番号	TS-87
提出年月日	令和2年6月1日

柏崎刈羽原子力発電所7号炉

可燃性ガス濃度制御系の共用廃止に係る
保安規定第47条の変更について

令和2年6月

東京電力ホールディングス株式会社

1. 保安規定第47条の変更について

可燃性ガス濃度制御系については、保安規定第47条において「2系列が動作可能であること」を運転上の制限として定めている。また6号炉及び7号炉について、これまでは図1のように号炉間で共用する可搬式再結合装置を採用していたため、それをふまえた保安規定の記載内容となっていた。

新規制基準に係る設置変更許可において、図2のように、単一設計となっている配管の二重化を行うとともに、再結合装置を各号炉1台ずつ追加し、かつ常設設備に変更した。そのため、保安規定第47条について6号炉及び7号炉の共用に係る記載を廃止する。

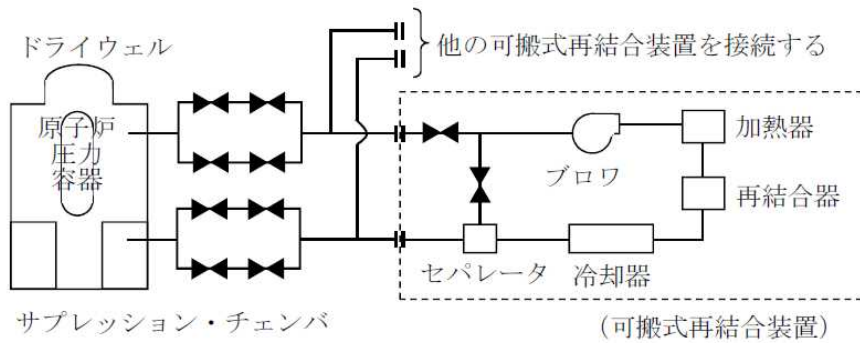


図1 可燃性ガス濃度制御系 系統概略図 (変更前)

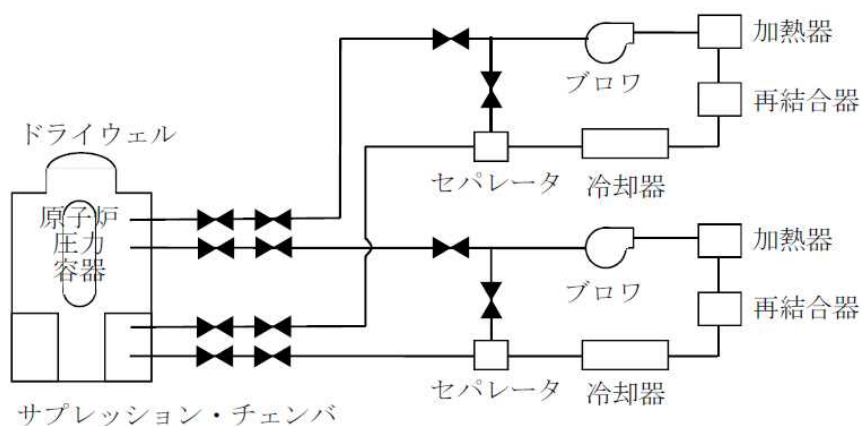


図2 可燃性ガス濃度制御系 系統概略図 (変更後)

以上